9　勤務時間・休暇関係

（1）勤務時間の特例

条例及び規則で定められている勤務時間及び週休日等について、別段の定めをするときには、人事委員会の承認・協議が必要とされている。令和２年３月31日現在の状況は次のとおりである。

勤務公署	対象職員	特例期間	特例の内容	承認等年月日	備考
海洋高等学校海洋丸	18人	恒常的	1　勤務時間の割振り単位期間 52週の期間につき、勤務時間を１週当たり38時間45分とする。 2　週休日の割振り 52週の期間につき、１週当たり１日以上の割合で週休日を定める。なお、航海中は週休日を割り振らず、航海中以外の期間に割り振る。 3　勤務時間の割振り 航海中については、勤務日を12日を超えて割り振る必要がある。なお、１回の勤務に割り振られる勤務時間は、16時間を超えない。	21. 4. 1	航海に出るため
警察署の地域係及び看守係 情報管理課照会センター 鑑識課機動鑑識隊 機動捜査隊 通信指令室 交通機動隊 高速道路交通警察隊 鉄道警察隊	1,596人	恒常的	1　１週間の勤務時間 ４週につき１週間当たり38時間45分とする。 2　週休日の割振り 毎12週につき24日割り振る。毎４週で捉えた場合であっても、週休日は４日以上となるよう割り振る。 3　勤務時間の割振り 勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、１回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないよう割り振る。	21. 4. 1	夜間・休日における治安体制の確保等のため
新潟県立中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園	5,044人	恒常的	1　週休日の振替期間等 勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間とする。	27. 4. 1	土曜授業の実施のため
柏崎市立小、中学校	567人	〃	〃	〃	〃
新発田市立小、中学校	573人	〃	〃	〃	〃

勤務公署	対象職員	特例期間	特 例 の 内 容	承認等年月日	備 考
加茂市立小、中学校	169人	恒常的	1　週休日の振替期間等 勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間とする。	27. 4. 1	土曜授業の実施のため
十日町市立小、中、特別支援学校	445人	〃	〃	〃	〃
聖籠町立小、中学校	88人	〃	〃	〃	〃
長岡市立小、中、特別支援学校	1,663人	〃	〃	27. 5. 7	〃